

議案第87号

大阪市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者等）

第3条 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第44条第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）に定めるところによる。

(指定障害者支援施設基準等の改正に伴う経過措置)

第5条 指定障害者支援施設基準（指定障害者支援施設基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定障害者支援施設等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準その他必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (抄)

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第36条 省 略

2 省 略

3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第7号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

(1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

(2) - (13) 省 略

4 - 5 省 略

(指定障害者支援施設の指定)

第38条 省 略

2 省 略

3 第36条第3項及び第4項の規定は、第29条第1項の指定障害者支援施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定障害者支援施設の指定の変更)

第39条 省 略

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の更新)

第41条 省 略

2 - 3 省 略

4 第36条及び第38条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定障害者支援施設等の基準)

第44条 指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、施設障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従い、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

3 - 4 省 略